

第99回川崎市都市計画審議会を開催します

1 日 時 令和6年10月29日(火) 午後1時から

2 場 所 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室
(川崎市川崎区宮本町1番地)

3 審議案件

(1) 都市計画議案

- ア 川崎都市計画用途地域の変更(南渡田北地区) (諮問・答申)
- イ 川崎都市計画地区計画の変更(南渡田北地区地区計画) (諮問・答申)
- ウ 川崎都市計画都市高速鉄道の変更(京浜急行大師線) (諮問・答申)
- エ 川崎都市計画生産緑地地区の変更 (諮問・答申)

(2) その他議案

- ア 建築基準法第51条ただし書きの規定による一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の位置について(株式会社レゾナック) (諮問・答申)
- イ 建築基準法第51条ただし書きの規定による産業廃棄物処理施設の位置について(株式会社中商) (諮問・答申)
- ウ 建築基準法第51条ただし書きの規定による産業廃棄物処理施設の位置について(株式会社デイ・シイ) (諮問・答申)
- エ 建築基準法第51条ただし書きの規定による一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の位置について(J&T環境株式会社) (諮問・答申)
- オ 特定生産緑地の指定について

以上の議案審議を行います。

(審議結果につきましては、審議会終了後、報道発表資料によりお知らせします。)

4 傍聴の定員

10人(報道関係者を含む)

※傍聴定員を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

問合せ先
川崎市まちづくり局計画部都市計画課 大場
電話 044-200-2710